

# ウィリアム征服王治世におけるイングランド人

—ハンティンドンシアの事例—

寺尾直貴

はじめに

ウィリアム征服王（在位 1066–87 年）がイングランド王として即位した時、被征服民となったイングランド人<sup>(1)</sup>は、征服者を打ち倒すか、外国に亡命するか、あるいは征服者の支配を受け入れるかの、いずれかを選択する必要に迫られた。しかし、反乱を起こした人々は鎮圧され、多くが亡命した。そして残った人々が支配を受け入れた。征服者の支配下に入った人々は、征服王やノルマン人から土地を保有することになったものの、中には悲惨な生活を強いられ、農民になった人々もいた<sup>(2)</sup>。

近年における征服後のイングランド人を対象とした研究では、少数のノルマン人でイングランドを支配するには、イングランド人の協力が必要不可欠であったということが強調されている。つまり、ノルマン人が在地レベルでイングランド人を地代請負人 *firmarius* として封建的階梯に組み込み、イングランド人も不安定な社会状況においてノルマン人の保護を求めていたのである<sup>(3)</sup>。そのため、1086 年頃から作成されたドゥームズデイ・ブックには、数多くのイングランド人が国王やノルマン人直属封臣<sup>(4)</sup>から土地を保有する臣下として記録されている。

このような土地保有者としてのイングランド人は、国王に奉仕する人々と、ノルマン人直属封臣から土地を保有する人々に分かれる<sup>(5)</sup>。最近 H. M. トーマス Thomas は、征服後の土地保有者であったイングランド人をすべてとりあげ、彼らの多くが征服前の土地所有者（貴族）ではないことを明らかにしている。またそのことから、征服王やノルマン人直属封臣の対イングランド人政策が、征服前に土地を所有していなかったイングランド人（新人 *New Men*）を臣下に取り込むことが多かったということを導き出している。そしてトーマスは、彼らがイングランド人の旧土地所有者を臣下として取り込む場合には、征服前の所有地を一度取り上げたうえで、その一部の土地を再び保有させていることを証明し、そのことによってイングランド人の勢力を弱め一丸となって反乱を起こすことを防いでいたと結論している<sup>(6)</sup>。

トーマスの研究は、従来の研究がイングランド人をひとつのグループとして考察していたのに対し、征服前の土地所有者と新人というようにイングランド人をいくつかのグループに分けることに意義が認められる。しかし彼は、1086 年頃におけるすべてのイングランド人土地保有者を取り上げ、彼らと征服者の関係をイングランド全土に焦点を当てて論じているが、地域性についてはあまり言及していない。さらに、他の研究者にも同じことがいえるものの、征服後のイングランド人土地保有者だけを取り上げることで、征服王治世のノルマン人とイングランド人の

関係を解明しようとしていることにも問題点がある。ドゥームズデイ・ブックには土地保有者だけでなく、ノルマン人を訴えていた「所有地を奪われたイングランド人」も少数ながら記録されており、ノルマン人とイングランド人の関係を論じる際には、彼らの存在を看過してはならない。本稿は、「所有地を奪われたイングランド人」にも焦点を当てることで、征服後のノルマン人とイングランド人の関係を考察する。

「所有地を奪われたイングランド人」は、ドゥームズデイ・ブックの裁判記録からその存在をうかがうことができる。本稿では、裁判記録であるクラームレス *clamores* が残っている州のひとつであるハンティンドンシアを取り上げ、地域性のひとつを解明する。さらにハンティンドンシアでは、征服後のイングランド人土地保有者のうち、征服前の土地所有者の数が、新人よりも多いという特徴がある。そして、ノルマン人とイングランド人の関係を明らかにするために、第1章でハンティンドンシアにおいてイングランド人の人口が減少する過程を概観する。第2章と第3章では、減少した結果、残ったイングランド人と、ノルマン人直属封臣との関係を考察することで、イングランド人がノルマン征服という出来事にどのように対応していたのかを明らかにする。以下、ドゥームズデイ・ブックを主たる史料として論をすすめるが、ここでドゥームズデイ・ブックの成立過程とその特徴を簡単にまとめておく<sup>(7)</sup>。

征服王は、1085年クリスマスに全国的な所領調査をすることを命じた。調査は翌年から開始され、州ごとに真実を語ることを宣誓した人々が、所領に関する調査委員たちの審問に答える形式で行なわれた。宣誓者はその州の州長官や、聖俗の有力者や彼らの臣下たち、各ハンドレッド(郡)の代表などから構成されていた。その後、所領をめぐる土地争いに関する集会(裁判)が開催され、それらの土地争いは、ハンドレッドごとに選出された8人の陪審(ノルマン人とイングランド人が4人ずつ)の評決をもとに判決を下すことで法的な解決が試みられた。そしてこれらの調査と裁判の報告書が、征服王に送られ、その後編纂されたものが現在まで残っているドゥームズデイ・ブック<sup>(8)</sup>であり、調査時と征服前の持ち主・構成・規模・調査時と征服前(地域によって獲得時)の価値などの情報を提供する。

このような詳細な調査がなされたにもかかわらず、ドゥームズデイ・ブックの記述が事実を反映しているわけではないことを、近年の研究は指摘する。まず、有力者が調査によって得られた情報を、たくみに操作していたことが明らかにされている<sup>(9)</sup>。さらに有力者が、臣下を陪審として裁判に送り込む事で、有利な評決をさせていたことも証明されている<sup>(10)</sup>。つまり、ドゥームズデイ・ブックの記録内容は、有力者の意図に左右されている面もあり、取り扱いには細心の注意を払わなければならないのである。

## 第1章 イングランド人の没落過程

ドゥームズデイ・ブックによると、ハンティンドンシアの規模は、ハンティンドンの町を含め、788.5ハイドであった<sup>(11)</sup>。征服前には、これらはエドワード証聖王と6人の高位聖職者と72人のイングランド人によって所有されていた。一方征服後には、これらは征服王の王領地、7人

の聖界直属封臣と 19 人の世俗直属封臣と 6 人の国王セイン（イングランド人）の保有地になる。また直属封臣から土地を保有する臣下が、少なくとも 60 人はおり、そのうちの 10 人は名前からイングランド人と判断できる<sup>(12)</sup>。

これらから、征服前の 72 人のイングランド人が、征服後には 16 人に減少していることがわかる。また、16 人のうち 10 人は、征服前の土地所有者として記録されている。このことは、トーマスが実証したイングランド全体の傾向<sup>(13)</sup>とは異なり、征服王や直属封臣の対イングランド人政策が、征服前に土地を所有していなかったイングランド人を臣下に取り込むことが多かったという、ハンティンドンシアの特徴を示しているといえよう。以下では、ハンティンドンシアでのイングランド人の没落過程を概観する。

イングランド人の没落は、ヘイスティングズの戦い以前から始まっていた。エドワード証聖王が 1066 年 1 月に死去した後、ゴドウィン家のハロルドが王位を継承した。このハロルドに対して王位を要求したのが、ノルマンディ公ギョーム 2 世（後の征服王）とノルウェー王ハーラルであった。ハロルドはヘイスティングズでギョームと戦う前に、ノルウェー王とスタンフォードブリッジで戦火を交えていた<sup>(14)</sup>。またハロルドの領地がハンティンドンシアにもあったことから、スタンフォードやヘイスティングズでの戦闘に参加した人々もいたであろう<sup>(15)</sup>。

ウィリアム征服王は、即位後に彼に恭順の意を表明した者には、所有地を維持させるか、買い戻す機会をイングランド人に与えている<sup>(16)</sup>。ハンティンドンシアでは、伯ワルセオフが征服王と和解し、いくつかの所領を与えられている<sup>(17)</sup>。また 1066 年の戦いで戦死を免れたイングランド人も征服王に服従したと推定できる。しかし彼らは、征服王治世初期に生じたイングランド人の反乱に巻き込まれることになる<sup>(18)</sup>。1068 年、征服王はイングランド中北部で生じたマーシア伯エドウィンとノーサンブリア伯モーカーらの反乱を鎮圧したのちに、ハンティンドンシアに城砦を建設している<sup>(19)</sup>。ハンティンドンシアには、エドウィンとモーカーの父親である伯エルフガーの所領があった<sup>(20)</sup>ことから、彼の一族の影響下にあったイングランド人がこの反乱に参加していたと推定できる。

その後 1069 年から 1070 年にかけて、イングランド北部で大規模な反乱が生じた。この反乱には、証聖王治世にハンティンドンシアに大きな影響力を有していた、ノーサンブリア伯シワードの息子である伯ワルセオフが参加していた<sup>(21)</sup>。地理的に北部に近いので、ハンティンドンシアのイングランド人にも反乱に参加した者がいると推測できる<sup>(22)</sup>。翌年に、ハンティンドンシアの東隣のケムブリッジシアのイーリで、ノーサンブリア伯モーカーとヘリワードが反乱を起こした。この反乱にはハンティンドンシアとノーサンプトンシアの有力者ソーケル・オブ・ハリンワースが参加していたと考えられている<sup>(23)</sup>。征服王はこの反乱を鎮圧するためにハンティンドンシアに拠点を置き、イーリに攻め込んでいる<sup>(24)</sup>。

1075 年、伯ワルセオフとヘリフォード伯ロジャーとノーフォーク伯ラルフが、3 伯の乱を起こし、鎮圧されている<sup>(25)</sup>。ワルセオフが反乱にどこまで加担したかは定かではない<sup>(26)</sup>が、彼は謀反人とみなされ 1076 年に処刑されている。ワルセオフの領地は、多くが妻のジュディスに継承されたが、その一部が奪われた<sup>(27)</sup>。

3伯の乱以後、ハンティンドンシアの人々は反乱に関与することはなかった。ハンティンドンシアの人々は、ヘイスティングズの戦い以前から、ノルウェー王との戦いに参加し、征服王の即位後も、征服者に対する反乱に参加し、それらの戦いで戦死・没落したために、ドゥームズデイ調査時にその数が減少していたのである。ドゥームズデイ調査時には、前述した16人の土地保有者の他に、およそ10人の「所有地を奪われたイングランド人」が土地の返還を要求していた<sup>(28)</sup>。彼らは征服前の土地所有者であった。つまりドゥームズデイ調査では、少なくとも26人のイングランド人が報告されていたことがわかる。そして、26人のうち20人が征服前の土地所有者としてドゥームズデイ・ブックに記録されており、残りの6人に関しては征服前の情報が残っていない。次章以下では、これら26人のイングランド人と征服者の関係から、20人の旧土地所有者たちとそれ以外の人々との間で、その関係に相違点があるかどうかを考察する。

## 第2章 ドゥームズデイ・ブックから見るイングランド人と征服者の関係

ドゥームズデイ・ブックには、調査時のハンティンドンシアにおいて少なくとも26人のイングランド人が記録されている。彼らは、地方行政を司る国王セインとして征服王に奉仕する者<sup>(29)</sup>、直属封臣の臣下として土地を保有する者、「所有地を奪われたイングランド人」に分けられる。なお、直属封臣から土地を保有する者は、ノルマン人直属封臣から土地を保有する者と、イングランド人直属封臣から土地を保有する者に細分化される。本章では、これらのイングランド人と征服者の関係を明らかにする。

### ①ノルマン人直属封臣から土地を保有することになったイングランド人

ドゥームズデイ・ブックからは、7人のイングランド人がノルマン人直属封臣から土地を保有していることがわかる。この7人のうち4人（トース、エドマー、グルバート、ラルフ・フィッツ・オズムンド）<sup>(30)</sup>には、征服前に関する情報がない。にもかかわらず、このうちのひとりであるラルフ・フィッツ・オズムンドの父親オズムンドに関しては、断片的な情報が残されている。オズムンドの征服前の出自は不明であるものの、彼は征服後にオウブレイ・ド・ヴィアと共謀し、ラムジ修道院領のイエリング、ヘミングフォード・アボッツ、ヘミングフォード・グレイを奪い取っている<sup>(31)</sup>。そして1086年には、ラルフがオウブレイからイエリングとヘミングフォード・グレイを保有している<sup>(32)</sup>ことから、おそらくオズムンドもそれらを保有しており、オズムンド死後にラルフがオウブレイから保有するようになったと推測できる。オズムンドとラルフの動向を考慮すると、これらの4人はノルマン人直属封臣に協力していたと考えられる。

残りの3人は事情が異なる。そのうちのひとりのサエマエルは征服前にハーグレイヴ（1ヴァーゲイト）を所有しており、征服後にはフランス・クータンス司教からその土地を保有すると記録された<sup>(33)</sup>。彼は、征服前にはベドフォードシアでラッシュュデン（1ヴァーゲイト）を伯婦人ギサの従臣として、その土地を自由に売買できるという条件で保有していた<sup>(34)</sup>。この土地は征服後、ウィリアム・ペヴェレルの手に渡っていた。一方クータンスの司教は、ブルグラエドという

征服前の有力者が所有していたラッシュデン（0.5ハイド）を獲得していた<sup>(35)</sup>。このラッシュデンはドゥームズデイ・ブックではノーサンプトンシアにも記載があり、前記ウィリアム・ペヴェレルが1086年に保有していた<sup>(36)</sup>。同じペヴェレルの所領であるラウンドの所領記録には、「ラッシュデンとイルチェスタとラウンドのソクマンたちは、ブルグラエドの従臣であった。ゆえにクータンス司教が彼らにオマージュを要求している」<sup>(37)</sup>と記されている。この記録からソクマンたちに対する支配権はペヴェレルではなく、司教にあったと考えられる。それに対して伯婦人ギサの継承者としてのペヴェレルは、伯婦人がラッシュデンの所有者であったという事実でもってソクマンたちを支配していた。クータンス司教は、ソクマンたちを支配する権利をペヴェレルから取り戻そうとしていた。ギサの従臣であったサエマエルは、ソクマンたちがギサの従臣ではなく、ブルグラエドの従臣であったことを証明できる人物であったに違いない。つまり、サエマエルがクータンス司教の臣下として記録されたのは、司教のノーサンプトンシアにおける権利を確実なものにするためであったと思われる。

また、残るふたりの司祭のブルグラエドとソーケルは、征服前に所有していた聖メアリー教会とボトルフブリッジを州長官に奪われており、国王の慈悲による回復を期待した。一方州長官ユースタスのボトルフブリッジの所領は、征服前はブルグラエドとソーケルの所有地であったが、1086年には彼らが州長官から保有していると記されている<sup>(38)</sup>。この記述からは、州長官側はふたりの司祭を臣下とみなしているのに対し、ふたりの司祭は州長官に所領の返還を要求していることがうかがえる。裁判記録であるクラーモレスから、この件に関して陪審たちが州長官の保有権を否定していることがわかる<sup>(39)</sup>。つまり、州長官は侵奪の事実を隠蔽し、ふたりの司祭が州長官の臣下であるとの報告を宣誓者にさせていたことになる。

ノルマン人直属封臣の臣下として記録される7人のイングランド人のうち、司祭のブルグラエドとソーケルは実際に臣下であったかどうかはさだかではない。またサエマエルの事例は、クータンス司教が権利を確実なものにするために彼を臣下として取り込んだと考えられる。この3人は征服前の土地所有者であった。残りの4人は、進んでノルマン人直属封臣と主従関係を結んでいたものの、征服前の彼らの情報については、ドゥームズデイ・ブックは何も語っていない。これまでの考察から、征服前に土地所有者として記録されない人々が、征服後にノルマン人直属封臣と主従関係を結んだこと、また、征服前の土地所有者は、ノルマン人直属封臣の臣下として記録されないか、あるいは、何らかの利権が絡むことで臣下として記録されるという傾向が読み取れる。

## ②イングランド人直属封臣から土地を保有するイングランド人

ハンティンドンシアの聖界直属封臣のひとりであるラムジ修道院長エルフシージは、イングランド人である。イングランドでは征服後に、多くの修道院長がイングランド人からノルマン人にとってかわられた。ラムジ修道院は、征服後もイングランド人が修道院長であり続けた<sup>(40)</sup>修道院のひとつである。このイングランド人修道院長から、エアドリック、アルウェアルド、スウェイン・オブ・エセックスという名前の3人のイングランド人が、1086年に土地を保有してい

た<sup>(41)</sup>。この3人のうち、エアドリックに関しては征服前のことがわかっていないが、残りのふたりは征服前の土地所有者とその後継者であった。

アルウェアルドは、彼の兄弟とともにグレイト・ギディングとウィニックの土地を所有していたが、それらは征服後に州長官ユースタスに奪われていた<sup>(42)</sup>。彼の兄弟は、これら2つの土地以外にハマトンを所有していたものの、征服後には、ウード・フィッツ・ヒュバートの手に渡っていた<sup>(43)</sup>。グレイト・ギディングとウィニックとハマトンは、地理的にレイトンストン・ハンドレッド（郡）北部に位置しており<sup>(44)</sup>、アルウェアルドと兄弟たちはこの地方の有力者であったと考えられる。アルウェアルドたちが、征服後の反乱に参加していたか否かは不明であるが、彼らは征服後に財産を喪失している。ゆえにアルウェアルドは、ラムジ修道院長の臣下となったのであろう。

アルウェアルドと同じく、ラムジ修道院長からイエリングを保有するスウェイン・オブ・エセックス<sup>(45)</sup>は、エセックスの州長官職についていた。スウェインの父親は、証聖王治世期にイングランドに渡ったノルマン人のロバート・フィッツ・ヴィマルクで、証聖王の親族でもあり、彼の所有地はイングランド各地に分散していた<sup>(46)</sup>。征服後には、ハンティンドンシアにおけるロバートの所有地は、リチャード・フィッツ・ギルバートの妻ロハイスと、スウェインが征服後に保有することになった。つまりスウェインは、ハンティンドンシアにおいて父親ロバートの所有地をすべて継承することはできなかったのである<sup>(47)</sup>。

エアドリックの征服前の出自は不明であるが、イングランド人であるラムジ修道院長の臣下となったアルウェアルドとスウェインは、征服前の土地所有者であった。また両者は、征服前の所有地をすべて、または部分的に喪失していることで共通性が認められる。

### ③国王セインとしてのイングランド人

ハンティンドンシアにおいては、国王セインとして6人のイングランド人が、1086年に国王から6つの所領を保有していた<sup>(48)</sup>。そのうちのひとりであるエリックに関する征服前の記録はない。残りの5人（ケティルバート、アルウィン、ゴルダ、ウルフリック、エゼルウインの妻）は、征服前の土地所有者であったものの、②のスウェインと同様に、彼らの保有地は、征服前の所有地よりも規模が縮小されていた<sup>(49)</sup>。なお、縮小された土地はノルマン人直属封臣が1086年に保有していた<sup>(50)</sup>。

これらの6人の国王セインは、征服後は国王から土地を保有しており、ノルマン人直属封臣から土地を保有することはなかった。またエリック以外は、①で取り上げた4人の征服前の出自のわからないイングランド人とは異なり、征服前にも土地所有者であった。一方、土地の規模を縮小されている点では、②で述べたスウェインと共通しており、これはおそらくアルウェアルドにも同様のことがいえると考えられる。以上のことから、彼らは国王の支配は受け入れていたものの、ノルマン人直属封臣との主従関係は結んでいなかったことがわかるであろう。

ドゥームズデイ・ブックには、16人のイングランド人が1086年に土地を保有していた。その16人のうち、10人が征服前の土地所有者であったが、①で言及した司祭のブルグラエドとソー

ケルは、ノルマン人直属封臣の臣下であったのか否かはさだかではない。そして他の8人のうちで、①のサエマエル以外の7人は、国王の支配は受け入れることで土地保有者となっていたものの、ノルマン人直属封臣と主従関係を結んでいなかった。一方、征服前の出自がわからない6人のイングランド人が、1086年に土地保有者として記録されており、そのうちの4人がノルマン人直属封臣の臣下となって土地を保有していた。これらのことから、征服前の土地所有者たちがノルマン人直属封臣と主従関係を結ぶことはほとんどなく、征服前の出自のわからない、トーマスのいう新人たちが、ノルマン人直属封臣と主従関係を結ぶことが多かったという傾向が読み取れるであろう。また征服前の土地所有者で、ノルマン人直属封臣の臣下として記録されるサエマエルは、クータンス司教の権利を確実なものにするために臣下として組み込まれたのである。以下では「所有地を奪われたイングランド人」と征服者との関係を調べることで、ノルマン人直属封臣が征服前の土地所有者たちと主従関係を設定しなかった要因を探ってみる。

#### ④「所有地を奪われたイングランド人」

征服前の州長官であったエルフリックは、ハンティンドンの町に屋敷 *mansum* を所有しており、征服王がエルフリックの死後にその屋敷をエルフリックの妻と息子たちに与えていた。それにもかかわらず、その屋敷は1086年には州長官ユースタスの手に渡っていた。そしてその所有権は、「貧しい男とその母親」がユースタスに対して訴えていた<sup>(51)</sup>。このことから州長官が、エルフリックの家族からその屋敷を奪い取っていたことがうかがえる。この屋敷の所有権は法廷でも争われ、陪審たちは、その家 *domus* が州長官によって強引にレオフギーフから奪われたことを証言している<sup>(52)</sup>。この屋敷 *mansum* と家 *domus* は同一のものと考えられる<sup>(53)</sup>。つまりレオフギーフはエルフリックの妻であったのである。この屋敷を奪い取ったユースタスには、正当な所有権が彼女にあることがわかっていたはずである。またこの推測が正しければ、ユースタスが屋敷の所有権を要求していたレオフギーフたちの名前を隠し、「貧しい男とその母親」とすりかえたと考えることが可能である。

また州長官ユースタスは、1086年にウェイズリーを保有しており、そこでは征服前の土地所有者としてスマルリスルというイングランド人の名前が記録されている。このウェイズリーの所有権は裁判で争われ、陪審たちは、(征服前に)スマルリスルがトラルフからこの土地を保有しており、トラルフの死後には、彼の息子たちから保有していた、と評決している<sup>(54)</sup>。つまりウェイズリーを所有していたのはトラルフとその息子たちであり、1086年における所有権はトラルフの息子たちにあり、彼らが訴えていたとうかがえる。当然、州長官はこのことを知っていたであろう。そして彼は侵奪の事実を隠蔽するために主人のトラルフでなく、従臣のスマルリスルを征服前の土地所有者に仕立て上げ、そのように記載させたと考えられる。

同様の訴訟の例は、州長官が1086年に保有するハーグレイヴ(1ヴァーゲイト)にも記録されている。ドゥームズデイ調査では、征服前のハーグレイヴの土地所有者はラングファーになっている。にもかかわらず、この土地の権利はトヴィによって訴えられている<sup>(55)</sup>。ウェイズリーと同様に、ドゥームズデイ・ブックに記録される征服前の土地所有者と訴人が異なっていること

から、この所領の保有権を主張しているトヴィが本来の所有者であったことがうかがえる。彼は、スティルトンという所領の征服前の土地所有者として記録されている<sup>(56)</sup>。トヴィとラングファアの関係を明らかにすることはできない<sup>(57)</sup>が、トヴィはハーグレイヴの所有権を征服前に持っていたために、州長官に対してその権利を要求し、訴え出たのであろう。

次にグレイト・ギディングの事例を考察する。このグレイト・ギディングは王領地オールコンベリーの付属地で、国王が裁判権を行使する条件で、②で言及したアルウェアルドと5人の兄弟が所有していた。征服後、グレイト・ギディングは裁判権もろとも州長官に奪われた。そして記録には、「6人のソクマン、つまり、アルウェアルドと5人の兄弟が4.5ハイド…を所有していた。…アルウェアルドと彼の兄弟は、ユースタスがこの土地を不当に奪ったと陳述している。」と記されている<sup>(58)</sup>。付属地とはその土地が属している荘園に租税を納める土地のことを意味し<sup>(59)</sup>、アルウェアルドたちは、オールコンベリーに租税を納めていた。また裁判において陪審たちは、グレイト・ギディングがオールコンベリーの付属地で、ユースタスによって奪われたと、評決している<sup>(60)</sup>。そして、「6人のソクマン、つまり、アルウェアルドと5人の兄弟が」というフレーズからは、当初征服前の所有者を6人のソクマンとしていたが、アルウェアルドたちが提訴したために、「アルウェアルドと5人の兄弟」と付け加えられたことを推定させ、ユースタスが事実を隠蔽しようとしたことがここでもうかがえるのである。

①でのべた司祭のブルグラエドとソーケルもボトルフブリッジの土地所有者であった。彼らの所領もやはり州長官ユースタスに奪われており、ふたりが所領の返還を求めている<sup>(61)</sup>。この係争では、ふたりが「国王の慈悲にすがっている」<sup>(62)</sup>というフレーズが用いられている。このフレーズから、ふたりが征服王の力でボトルフブリッジを取り戻そうとしており、征服王の権威を受け入れていたことがうかがえる。また、レオフギーフの訴件では、夫エルフリックの死後に、屋敷を「征服王が彼の妻と息子たちに与えた」<sup>(63)</sup>ことが強調されている。さらに、アルウェアルドと兄弟たちは、グレイト・ギディングの他に、ウィニックとハマトンを喪失しているにもかかわらず、グレイト・ギディングのみの返還を求めている。おそらく彼らは、グレイト・ギディングが、国王の荘園であるオールコンベリーの付属地であったことから、王の権威を利用することでその回復を試みたのであろう。ノルマン人を訴えているイングランド人の多くは、出訴の際に国王の名前や行為に言及していることから、征服王の調停者としての権能に期待していたといえる。そして彼らは、征服王のその権能を通して、奪われた権利を取り戻そうとしたと考えられる。

「所有地を奪われたイングランド人」やノルマン人直属封臣と主従関係を結ばなかったイングランド人は（②で取り上げたエアドリックと③で取り上げたエリックを除き）、征服前の土地所有者であった点で共通している。つまり、征服前の土地所有者は、征服前の所有地をすべて奪われたイングランド人と、一部を1086年には確保し得ていたイングランド人とに分かれていたのである。そして前者は、国王の調停者としての権能を通じて、奪われた土地への権利を取り戻そうとしていた。このことを考慮すると、後者も征服前の所有地をノルマン人に奪われたと推測することができる。というのは、彼らが1086年に保有していた土地以外の所有地は、ノルマン人

直属封臣によって 1086 年に保有されていたからである<sup>(64)</sup>。この推測が正しければ、彼らは失われた権利を取り戻すためにノルマン人直属封臣と土地争いを起こし、「所有地を奪われたイングランド人」と同様に、国王の調停者としての権能に期待したと類推することができる。彼らが国王の支配を受け入れ、国王から直接に土地を保有していた事実<sup>(65)</sup>は、この推測を裏付けるであろう。また彼らが、1086 年にかつての所有地の一部を保有していたことは、国王の調停が功を奏して、ノルマン人直属封臣との間に妥協が成立し、所有地の権利の一部を回復していたことを示しているといえよう。

一方、ノルマン人直属封臣が征服前のイングランド人土地所有者と主従関係を結ばなかったのは、彼らの所有地を奪い取って自らの権益を拡大しようとしたからと考えられる。ゆえに州長官ユースタスは、奪い取った土地に対する権利を確実にするために、事実を隠蔽し、情報を巧妙に操作し、国王による調停を免れようとしたのである。しかし、ノルマン人直属封臣にとってもイングランド人の協力は必要不可欠で、実際にイングランド人に土地を与えることで彼らを臣下に組み込んでいる。次章では、これらのイングランド人の実体を明らかにし、なぜ彼らがノルマン人直属封臣の臣下となったのかを明らかにする。

### 第 3 章 ノルマン人直属封臣の臣下としてのイングランド人

ノルマン人直属封臣の臣下となった人々は、ドゥームズデイ・ブックでは征服前の土地所有者としては記録されていない。本章では、彼らの名前がドゥームズデイ・ブックの征服前の土地所有者として記録されなかった原因を究明することで、彼らの実体を浮かび上がらせる。しかし、彼らに関する征服前の記録がない以上、彼らの実体をドゥームズデイ・ブックのテキストから導き出すことはできない。そこで、ドゥームズデイ・ブックのテキストからではなく、その調査過程と特徴から彼らの実体を解明する。

ドゥームズデイ調査で尋ねられたことのひとつは、各々の所領において、「エドワード証聖王治世に誰がそれ（その土地）を保有し、現在（1086 年）、誰が保有しているのか *Quis tenuit eam tempore Regis Edwardi, quis modo tenet*」<sup>(66)</sup>、であった。この審問では、征服前に所領を保有していたイングランド人の名前を答えるだけでよく、彼らの従臣の名前まで答える必要はなかったと考えられる。ハンティンドンシアの所領記録を一見すると、征服前に土地を所有<sup>(67)</sup>していたイングランド人の名前が報告されているように見える。このことから、報告されなかったイングランド人は、征服前の土地所有者ではなかったと考えられる。しかし、ドゥームズデイ・ブックの裁判記録において報告されている征服前の土地所有者名の中には、実際の土地所有者とは異なるイングランド人の名前が見受けられる例がある。次頁の（表）は、ハンティンドンシアにおいて、征服前の実際の土地所有者とは異なる人物が報告されている所領の名前と、その所領の実際の所有者と、報告されている所有者の名前を、所領ごとに示している。

No. 1, 2, 3 の所領に関して、自分こそ実際の土地所有者であるとして修道院長たちが、1086 年にそれらの保有者として記載された直属封臣を訴えている。エルフリックとソーケルは、土地を

(表)

No.	地 名	実際の所有者	報告されている所有者
1	ヘミングフォード・アボッツ	ラムジ修道院長	アルウィン
2	イェリングとヘミングフォード・グレイ	ラムジ修道院長	エルフリック
3	コニングトン	ソーニー修道院長	ソーケル
4	ウェイズリー	トラルフ	スマルリスル
5	ヘイル・ウェストン	伯ワルセオフ	アルゲアト
6	ボートン	伯ワルセオフ	司祭ゴドウィン
7	キャタス	ウルフウィン・キルト	(報告なし)
8	リトル・キャタス	ウルフウィン・キルト	(報告なし)
9	グレイト・スチュークリー	エドワード証聖王	フネフとゴス

GDB, ff. 204 v, 205 v-207 r, 208 r-v. から作成

ラムジ修道院長から賃貸しており、実際の所有権は修道院長にあった。アルウィンの土地は、ラムジ修道院の直営地に属していたことから修道院長に所有権があったと考えられる<sup>(68)</sup>。No. 4は、トラルフの息子たちが訴えている<sup>(69)</sup>。No. 5, 6のアルゲアトと司祭ゴドウィンは、伯トステイの没落後に、「伯ワルセオフから土地を保有していた *tenuit de . . . Wallef*」<sup>(70)</sup>と記されている。所有権は伯ワルセオフにあったと考えられる。これらの土地は、伯未亡人ジュディスがド・ウェアレンヌに対して返還するように訴えている<sup>(71)</sup>。No. 7, 8を所有していたウルフウインは、同時に伯ハロルドの従臣であった。従臣であったにもかかわらず、ウルフウインはふたつの所有地を有しており、ハロルドとは単に人的な主従関係で結ばれていたと考えられる<sup>(72)</sup>。そしてウィリアム・ド・ウェアレンヌは、これらを奪っていたので、征服前の所有者であるウルフウインの名前を隠したと考えられる。また、このウルフウインの所領は征服後に伯ワルセオフに与えられていることから、ワルセオフの権利を継承した伯未亡人がド・ウェアレンヌに対して訴訟を提起した<sup>(73)</sup>。つまり、ド・ウェアレンヌは、ウルフウインの名前を報告することが、その保有権をジュディスに認めることになるため避けたのである。グレイト・スチュークリー (no. 9) は、1086年に伯未亡人が3ハイドを保有し、州長官ユースタスが1ヴァーゲイトを保有していた<sup>(74)</sup>。フネフとゴスはエドワード証聖王から土地を保有していたにもかかわらず、支配者であったエドワード証聖王の名前が報告されていない。証聖王の名前が報告されなかった理由は不明であるものの、征服王がこの所領を伯ワルセオフに授与しており<sup>(75)</sup>、ジュディスは亡夫の権利を通して保有している。

実際の所有者と異なるイングランド人の名前が土地所有者として報告されている場合、当人やその後継者によって、その権利を要求されている。これらからドゥームズデイ審問で報告するように指示されたのが、征服前の実際の土地所有者であったということが判明する。つまり、ノルマン人直属封臣から土地を保有する4人のイングランド人の名前がこの審問で報告されなかったのは、彼らが征服前の土地所有者ではなかったからである。なお、ラムジ修道院長から土地を保有していたエアドリックと国王セインのひとりであるエリックも征服前の土地所有者ではなかったのである<sup>(76)</sup>。そして、彼らの実体はドゥームズデイ・ブックの次のような特徴から解き明か

される。

ドゥームズデイ・ブックには、1086年におけるノルマン人直属封臣と、彼らから所領を保有する人々の名前が記録されている。しかし、1086年の主従関係はすべての州で記録されているにもかかわらず、征服前に関しては、主従関係を記録している州と記録していない州に分かれる<sup>(77)</sup>。ドゥームズデイ・ブックのこのような首尾一貫性の欠如は、調査委員たちが征服前の土地保有状況よりも調査時の状況に関心を示していたためと説明されている<sup>(78)</sup>。ハンティンドンシアは、征服前の主従関係がほとんど記録されておらず、クラーモレスから僅かな主従関係が推測できるにすぎない<sup>(79)</sup>。つまり、ハンティンドンシアでは征服前の土地所有者の従臣の名前は記録されなかったのである。ノルマン人直属封臣の臣下になったイングランド人の名前が、ドゥームズデイ・ブックの征服前の記録に登場しないのはそのためである。一方、征服前の主従関係を記録しているベドフォードシアでは、征服前に従臣として記録される人々が、征服後にノルマン人直属封臣の臣下としてあらわれている<sup>(80)</sup>。このことを考慮すると、征服前にノルマン人直属封臣の臣下として所領を保有する4人のイングランド人と、国王セインのエリックとラムジ修道院長の臣下となったエアドリックは、征服前には従臣たちであったと考えることができる。

このことから、ノルマン人直属封臣たちが征服前の土地所有者たちから土地を奪い取る一方で、征服前の従臣たちを臣下として組み込んでいたことがうかがえる。つまり、ノルマン人直属封臣は征服前の従臣としてのイングランド人を協力者として選んでいたといえるであろう。しかし、エアドリックやエリックの事例が示すように、ノルマン人直属封臣だけがそのような従臣を選んでいたわけではなかったのである。

## 結 論

ハンティンドンシアのイングランド人は、征服前から1075年の3伯の乱までつづいた戦乱で、死亡・没落していったためにその数を大幅に減らすことになった。戦乱を生き延びたイングランド人の多くは征服前の土地所有者で、彼らは征服王の支配は認めるものの、ノルマン人直属封臣と主従関係を結ぶことはほとんどなかった。その理由のひとつは、ノルマン人直属封臣たちが彼らの征服前の所有地を奪い取っており、州長官ユースタスの事例が示すように、侵奪地を返還しようとしなかったからであろう。そのために、イングランド人たちは、彼らとノルマン人直属封臣との間の調停者としての権能を有する征服王と結びつくことで、奪われた土地に対する権利を回復しようとしたのである。一方、ノルマン人直属封臣の臣下になったイングランド人は、サエマエルを除き、征服前に土地所有者の従臣層を構成していた人々であった。おそらく彼らの主人は、征服前後の戦乱で死亡していたと思われる。そのために、彼らは新しい主君をノルマン人直属封臣に求めたのである<sup>(81)</sup>。これらのことから、1086年にイングランド人が保有していた土地は、征服王やノルマン人直属封臣がイングランド人勢力を弱め、反乱を抑えることを意図して与えられた土地というよりはむしろ、征服前の土地所有者たちの征服後の活動によって回復した土地であったことがうかがえる。イングランド人土地所有者の権利回復の活動は、地域に定着

してきたノルマン人との折衝によって開始されたと推定できる。にもかかわらず、彼らが征服王の調停者としての権能に期待したのは（原因は不明であるが）、その折衝がうまくすすまなかったからであろう。

征服王は、イングランド人とノルマン人直属封臣の土地争いを調停する立場にあった。そして、彼は両者の間に妥協を成立させていた。このような妥協の事例は少数であったにもかかわらず、征服王が調停者として地域の紛争に介入していたということは、国王による地域支配のひとつの側面を示している例として重要であろう。

ハンティンドンシアは、征服後も多くのイングランド人が生き延びた、ウェールズとの国境地帯やイングランド北部<sup>(82)</sup>と同様に、征服前の土地所有者が数多く生き残っていた。本稿での分析は、ひとつの地域の例を示したにすぎないかもしれないものの、トーマスの提示した全体像とは異なるハンティンドンシアの特徴を示すものであると思われる。

#### 注

- (1) イングランド人とは、征服前のイングランド人の支配階級やその従臣、家族に類する人々を指し、農民とは区別することにする。さらにエドワード証聖王治世にイングランドに渡ったノルマン人も、ウィリアム征服王の法令に従い、イングランド人に含む(A. J. Robertson, ed. and trans., *The Laws of Kings of England from Edmund to Henry I*, Cambridge, 1925, pp. 238-9)。なお、本稿ではサクソン人、アングロ・サクソン人という言葉は用いず、イングランド人で統一する。またノルマン征服の参加者はノルマン人だけではないが、征服によってイングランドにやってきた人々を便宜上ノルマン人と表記する。
- (2) F. M. Stenton, "English Families and the Norman Conquest", *Transactions of Royal Historical Society*, 4th ser., vol. 26, 1944, pp. 1-10. ノルマン人のイングランド定着と征服王治世初期の反乱については、F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England*, 3rd ed., Oxford, 1971, pp. 622-57, A. Williams, *English and the Norman Conquest*, Woodbridge, 1995 (以下 *ENC*), pp. 1-70, 宮城徹「『ノルマン征服』と北部反乱—11世紀イングランドにおける危機の諸相—」『史学研究』第226号, 1999年, 41-62頁, 同「ウィリアム1世治世初期に見る貴族反乱と危機」山代宏道編『西洋の歴史叙述における危機の諸相』2001年, 88-106頁, 同「ウィリアム1世治世初期における貴族反乱と危機」山代宏道編『危機をめぐる歴史学—西洋史の事例研究—』刀水書房, 2001年, 229-50頁を参照。
- (3) 鶴島博和「所謂“Norman Settlement”について—ノルマン系騎士とサクソン系在地勢力との支配関係設定をめぐる—」『西洋史学』第123号, 1981年, 20-42頁, H. Tsurushima, "The Fraternity of Rochester Cathedral Priory about 1100", *Anglo-Norman Studies* (以下 *ANS*), vol. 14, 1992, pp. 313-37. さらに氏は、ノルマン人とイングランド人のこのような関係がフラタニティで強化されたことを証明している。一方佐藤氏は、ノルマン系騎士階級が農村に定着してゆく過程に、イングランド人自由所領保有者と階層的一体化すると考える(佐藤伊久男「イギリス封建制の発達過程における政治的権力構造—第一部《属領的支配体制》段階の基本的諸特徴—」『史学雑誌』第70巻, 第4号, 1965年, 1-64頁)。なお、地代請負人 *firmarius* については、田中正義『イングランド初期経済史の諸問題』山川出版社, 1978年, 第2部, 第5篇を参照。
- (4) 直属封臣(国王直接受封者)とは、征服王から直接に所領を保有する人々(征服王から土地を与えられた人々)を意味する。
- (5) *ENC*, pp. 71-125, また征服後の多言語社会では、通訳として活躍するイングランド人もいた(H. Tsurushima, "Domesday Interpreters", *ANS*, vol. 18, 1996, pp. 201-22.)。さらに騎士 *miles* として奉仕するイングランド人の存在も明らかにされている(A. Williams, "The Knights of Shaftesbury Abbey",

- ANS, vol. 8, 1986, pp. 214–42, R. Abels, *Lordship and Military Obligation in Anglo-Saxon England*, 1988, pp. 135, 145, D. F. Fleming, “Landholding by Milites in Domesday Book: A Revision”, ANS, vol. 13, 1991, p. 97, 鶴島博和「11・12世紀イングランドに於ける《miles》概念について—ケントを主たる素材として—」『イギリス史研究』第34号, 1983年, 2~5頁)。一方ノルマン人の臣下となったイングランド人が, 請負人 *firmarii* に過ぎなかったことも証明されている(J. F. A. Mason, “Barons and their Officials in Later Eleventh Century”, ANS, vol. 13, 1991, p. 257.)。
- (6) H. M. Thomas, “The Significance and Fate of the Native English Landholders of 1086”, *English Historical Review*, vol. 118, 2003, pp. 303–33. なおトーマスは, 1086年の土地保有者を, A. 征服前の保有者, B. 征服前の保有者の親族, C. 征服前の保有者と特別な関係にない者, D. 征服前に保有者でなかったイングランド人の名前をもつ保有者, の4つのグループに分け, 各々のグループの保有者たちが1086年に全イングランドで有する財政単位 *fiscal unit* とその総価値の割合を算出している。結果Cのグループの割合が最も大きく, CにDの数値を加えると7割前後になる。トーマスはそれぞれのグループの保有者数を出していないが, 数値上, Cの人数が最も多いと考えられる。
- (7) ドゥームズデイ・ブックの作成過程については以下を参照。V. H. Galbraith, *The Making of Domesday Book*, Oxford, 1961; do., *Domesday Book: its Place in Administrative History*, Oxford, 1974, R. W. Finn, *The Domesday Inquest: and the Making of Domesday Book*, London, 1961; do., *An Introduction to Domesday Book*, London, 1963, D. Roffe, *Domesday: the Inquest and the Book*, Oxford, 2000, M. Gullick, “The Great and Little Domesday Manuscript,” in A. Williams and R. W. H. Erskine, eds., *Domesday Book Studies*, London, 1987, pp. 93–112. ドゥームズデイ・ブック作成過程については, 邦語ではすでに鶴島博和氏と宮城徹氏の紹介がある。鶴島博和「ロチェスター・ドゥームズデイ・ブック (Rochester Domesday Book) —その系統的解明と編集—」イギリス中世史研究会編『中世イングランドの社会と国家』山川出版社, 1994年, 371~76頁, 宮城徹「ドゥームズデイ・ブックに見る11世紀イングランド東部の王領地経営」國方敬司・直江眞一編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房, 2004年, 369~374頁。
- (8) 現在残っているドゥームズデイ・ブックは州ごとに折丁で残っていたものを12世紀に2冊の本に製本したものである。それらはグレイト・ドゥームズデイ・ブック (以下 GDB) とリトル・ドゥームズデイ・ブックと呼ばれる。前者がイースト・アングリア地方以外の31州の記録で, 後者がイースト・アングリアの3州の記録になっている。それらは現在, ロンドンの公文書館 (National Archives: Public Record Office) に保管されている。また本稿では刊行されている A. Farley and A. Ellis, eds., *Domesday Book; seu Liber Censualis Willelmi Primi Regis Angliae*, London, 4 vols, 1783–1816 (第1巻=GDBの転写, 第2巻=LDBの転写, 第3巻が, GDBとLDBの索引, 第4巻が『エクセタの書 *Liber Exoniensis*』をはじめとする「衛星文書」の転写になっている。), 及び, R. W. H. Erskine, ed., *Great Domesday*, London, 1986 (GDBの複写及び英訳) を用いる。
- (9) S. Baxter, “The Representation of Lordship and Land Tenure in Domesday Book”, in E. Hallam and D. Bates, eds., *Domesday Book*, Stroud, 2000, pp. 73–102, 203–08, L. Marten, “The Impact on Rebellion on Little Domesday”, ANS, vol. 27, 2005, pp. 132–50.
- (10) C. P. Lewis, “Domesday Juries”, *Haskins Society Journal*, vol. 5, 1993, pp. 17–44., R. Fleming, “Oral Testimony and the Domesday Inquest”, ANS, vol. 17, 1995, pp. 101–22, do., *Domesday Book and the Law*, Cambridge, 1998, pp. 11–28.
- (11) GDB, ff. 203 r–207 v. この数値は研究者によって異なり, ステン-ton は 809 ハイド (F. M. Stenton, “Domesday Survey”, in *Victoria County History of Huntingdonshire*, vol. 1, p. 319), H. C. ダービー Darby は 805 ハイド (H. C. Darby, *The Domesday Geography of Eastern England*, Cambridge, 1952, p. 322), D. ロフ Roffe と C. ハート Hart は 809.5 ハイドと算定する (C. Hart, “The Hidation of Huntingdonshire”, *Proceeding of Cambridge Antiquarian Society*, vol. 61, 1968, p. 61, D. Roffe, “The Introduction of Huntingdon Domesday”, in *The Huntingdon Domesday*, Alecto Historical Edition, London, 1988, p. 11)。
- (12) GDB, ff. 203 r–207 v.

- (13) 前注(6)参照。
- (14) Stenton, *Anglo-Saxon England*, pp. 589–90.
- (15) ハロルドはキンボウルトンを所有していた (*GDB*, f. 205 v.)。なお、伯ハロルドの従臣であったウルフウィン・キルドもヘイスティングズの戦いに参加していたと考えられる (*GDB*, f. 208 r.)。さらに征服前のハンティンドン州長官エルフリックもヘイスティングズの戦いに参加し、戦死している (*Ibid.*)。
- (16) *ENC*, pp. 7–10.
- (17) *GDB*, ff. 205 v, 206 r–v, 208 r.
- (18) イングランド人の反乱とその経過については脚注(2)の文献を参照。
- (19) M. Chibnall, ed. and trans., *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis* (以下 *OV*) , vol. 2, Oxford, 1968, pp. 218–9.
- (20) 伯エルフガーはグレイト・グランズデンを所有していた (*GDB*, f. 203 v.)。
- (21) *OV*, vol. 2, pp. 220–237.
- (22) フェンスタントンに所領を所有していたウルフ・フェニスクはイングランド北部の有力者であり、この反乱に参加していたと思われる (*GDB*, f. 205 v, ウルフの所有地は P. A. Clarke, *The Nobility under the Edward the Confessor*, Oxford, 1994, pp. 351–353 を参照)。そして反乱後に、彼の所領がギルバート・ド・ヘントに授与されたのであろう。というのは、彼はイングランド人叛徒たちの捕虜になったものの、反乱鎮圧に一役買っていたからである (*ENC*, pp. 31, 33, 37.)。
- (23) ソーケルとヘリワードはともにリップिंगゲール (リンカンシャー) に所領を所有していた (*GDB*, ff. 358 v, 377 r, C. R. Hart, ed., *The Early Charters of Eastern England*, Leicester, 1966, p. 237.) ため、ソーケルも反乱に参加したと考えられている。反乱鎮圧後、彼の所有地は伯ワルセオフに与えられた (*GDB*, ff. 206 r, 208 r–v.)。
- (24) E. O. Blake, ed., *Liber Eliensis*, London, 1962, p. lvii.
- (25) *OV*, vol. 2, pp. 310–21.
- (26) 詳細は、山代宏道「1075年反乱と歴史家たち」『広島大学文学部紀要』第55巻, 1995年, 79~98頁参照。
- (27) *GDB*, ff. 205 v, 206 r–207 r.
- (28) 第2章④で後述
- (29) *ENC*, pp. 109–122.
- (30) *GDB*, ff. 205 v, 206 r, 207 r.
- (31) *GDB*, ff. 207 r, 208 r.
- (32) *GDB*, f. 207 r.
- (33) *GDB*, f. 204 r.
- (34) *GDB*, f. 212 v.
- (35) *GDB*, f. 210 r.
- (36) *GDB*, f. 225 v.
- (37) *Ibid*, なお、ソクマン *sochmani*. は領主の主催する裁判に出席する義務をもつ人々をさす (<http://www.domesdaybook.co.uk/glossary.html> [2006年3月27日取得])。
- (38) *GDB*, ff. 203 r, 206 r.
- (39) *GDB*, f. 208 r.
- (40) D. Knowles, and C. N. L. Brooke, eds., *The Heads of Religious Houses England and Wales I 940–1216*, Cambridge, 2nd ed., 2001, p. 61–62.
- (41) *GDB*, f. 204 r–v. ラルフ・フィッツ・オズムンドもラムジ修道院長から土地を保有しているように記録されているが、文脈から彼は、修道院からその土地を奪い取っていることが読み取れるので、臣下とみなすことはできない (*GDB*, f. 204 v.)。

- (42) 両所領の裁判権は国王のオールコンベリーの荘園に属していた。なお、ユースタスが裁判権もろとも奪い取っている (*GDB*, f. 206 r.)
- (43) ウィニックをアルウェアルドともに所有していたレオフウィンとエラフは、おそらくアルウェアルドの兄弟である。またハマトンの所領をレオフウィンとともに所有するウルフヘーエとエルリックもアルウェアルドの兄弟であったと考えられる (*GDB*, ff. 205 v, 206 r.)
- (44) H. C. Darby, *Domesday Gazetteer*, Cambridge, 1975, Map, 24.
- (45) *GDB*, f. 204 v. イェリングは、1086年にラムジ修道院長とオウブレイ・ド・ヴィアが保有していた (*GDB*, f. 207 r.)。
- (46) F. Barlow, ed. and trans., *The Life of King Edward, Who Rests at Westminster*, Oxford, 1992, pp. 167–8, Clarke, *op. cit.*, pp. 334–6. 息子にスウェインというイングランド系の名前を付けていることから、ロバートはイングランド人の女性と結婚していたと考えられる。
- (47) *GDB*, ff. 205 v, 207 r.。
- (48) *GDB*, f. 207 v. これら所領のほかにはブランプトンも国王セインによって保有されているが、保有者の名前が記録されていない (*Ibid.*)。
- (49) *GDB*, ff. 205 v–206 v, 207 r. 国王セインのひとりであるアルウィンのみが所有地を維持している (*GDB*, f. 207 r.)。
- (50) *GDB*, ff. 205 v–206 v.
- (51) *GDB*, f. 203 r.
- (52) *GDB*, f. 208 r.
- (53) ハンティンドンシアのクラーモレスの構成は、まずハンティンドンの町に関する係争を記録し、その後におのおののハンドレッドごとに係争を記録する形になっている。レオフギーフの訴件は、ハンティンドンの町の係争の場所に記録されているので、屋敷と家は同じものとみなせる (*GDB*, ff. 203 r–208 r–v.)。
- (54) *GDB*, ff. 206 v, 208 r.
- (55) *GDB*, f. 206 r. クータンス司教が保有していたハーグレイヴとは異なる。
- (56) *GDB*, f. 203 v.
- (57) おそらくラングファーがトヴィの従臣であった可能性と、両者が親子関係で、ラングファーの死後に、トヴィが所有権を継承した可能性があるものの、どちらであったか断定することはできない。
- (58) *GDB*, ff. 203 v, 206 r.
- (59) berewick (附属地) <http://www.domesdaybook.co.uk/glossary.html> (2006年3月27日取得)
- (60) *GDB*, 203 v, 208 r.
- (61) 前注(38)参照。
- (62) *GDB*, f. 203 r.
- (63) *Ibid.*
- (64) *GDB*, ff. 205 v–207 v.
- (65) 前注(48)参照。
- (66) N. E. S. A. Hamilton, ed., *Inquisitio Comitatus Cantabrigiensis*, London, 1876, p. 97.
- (67) ハンティンドンシアでは、「何某が～を所有していた *habuit*」というフレーズが用いられるので (*GDB*, ff. 203 r–207 v.)、本稿でも保有ではなく所有という言葉を用いる。
- (68) *GDB*, ff. 204 r, 206 v, 207 r, 208 r.
- (69) 前注(54)参照。
- (70) *GDB*, ff. 206 v, 208 r.
- (71) *Ibid.* ジュデイスは、伯ワルセオフの妻である (*OV*, vol. 2, pp. 263–4)。
- (72) Clarke, *op. cit.*, pp. 61–98, esp. 74, 85.
- (73) *GDB*, ff. 205 v, 208 r.

- (74) *GDB*, ff. 206 v, 208 r.
- (75) *GDB*, f. 208 r.
- (76) 第2章②・③参照。
- (77) 部分的に主従関係を記録している州もある。
- (78) P. Sawyer, “1066–86: A Tenurial Revolution?”, in P. Sawyer ed., *Domesday Book: A Reassessment*, London, 1985, p. 85.
- (79) R. Fleming, “Domesday Book and Tenurial Revolution”, *ANS*, vol. 9, 1986, p. 89. do., *Kings and Lords in Conquest England*, Cambridge, 1991, p. 113. ハンティンドンシアの主従関係が僅かながら証明できることは D. Roffe, “From Thagnagen to Barony: Sake and Soke and the Tenants-in-Chief”, *ANS*, vol. 12, 1990, p. 161. を参照。
- (80) *GDB*, ff. 210 r–218 r.
- (81) R. Abels, “Sheriffs, Lords Seeking and the Norman Settlement of South-East Midland”, *ANS*, vol. 19, 1997, p. 29. 征服前のハンティンドンシアにもこのような慣例があった。アルゲアトと司祭ゴドリックが伯トステイの死後に伯ワルセオフに保護を求めている (*GDB*, f. 208 r.)。
- (82) *ENC*, pp. 96–97.

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)